

全米トウモロコシ生産者協会（NCGA）の方針書

課題：バイオテクノロジー

方針番号：I-A-1

背景：バイオテクノロジーの進歩は、社会に大きな貢献をもたらす。またバイオテクノロジーは、信頼できる科学に基づいた規制監督を伴い賢明な管理が行われた場合、トウモロコシ生産者に効率改善と将来的な利益を提供する。バイオテクノロジーによって開発されたトウモロコシの急増は、価格発見や消費者情報、安全規制、および取引管理に関する既存のシステムを変えつつある。消費者のバイオテクノロジーの受け入れ度は、科学的根拠に基づく情報を提供することによって世界的に高まるであろう。また、バイオ技術提供者、生産者、供給業者、および穀物販売業者たちの責任ある運営管理が急務とされる。私たちは利用者が抱く懸念を解消し、私たちの伝統的市場を保護しなければならない。

決議事項／方針：

1. 技術提供者がバイオテクノロジーのイベントに関するすべての規制オプションと管理方法に全面的に従うことを要求する。有効期限 2012 年
2. バイオ農産物の整合化または相互受け入れに関する具体的な目標を掲げた貿易交渉を支援する。有効期限 2012 年
3. 国際的に容認され科学的根拠に基づいた一貫性のある「意図せざる混入」政策の策定を支援する。有効期限 2012 年
4. バイオ技術で開発されたトウモロコシのイベントあるいはイベントの組み合わせで、NCGA バイオテック・ワーキング・グループとの協議と承認の手続きを終えたものについての商業的販売を支持する。また、これらのイベントは、日米両国の関係規制当局から完全な認可を受けなければならない。さらに、商品登録者はトウモロコシ、トウモロコシ製品、およびトウモロコシ含有食品の輸入について事前認可を要求するすべての国、または地域で、認可を得るための積極的な努力を行っていなければならない。有効期限 2012 年
5. NCGA は米国産トウモロコシおよびトウモロコシ製品の顧客の重要性を認識し、すべての商品登録者が、国内外の取引に支障を来たすことのない方法で、商品を市場に導入するための正当な手続きを踏むことを強く求める。イベントや商品のすべてが適切な市場に達するのを保証する公認の販売流通システムを構築するため、すべての商品登録者はバイオ技術提供者とエンドユーザーとの協議を開始する。有効期限 2012 年
6. 国内外のトウモロコシ販売流通における混乱を制限する方法で、バイオテク問題を調停し解決することを奨励する。有効期限 2012 年
7. 特定の最終用途向けのバイオトウモロコシで限定的規制認可を受けたものの販売を、我々のトウモロコシおよびトウモロコシ製品の世界的販売力を守るために、閉鎖的な販売流通システムあるいは入念に計画された分別システムを通してのみ行うことを支援する。有効期限 2012 年
8. バイオテクノロジーの各イベントの有無を検出する正確でタイムリーかつ安価な試験ができることを保証するようバイオテクノロジー提供者に要請する。試験はバイオテクノロジーの新規イベント販売流通に先立って実施することが可能でなければならない。有効期限 2012 年

9. バイオテクノロジーの新規イベントで国際的に未認可のものを種子業界が販売流通する場合は、対象をコモディティートウモロコシやコモディティー商品の輸出を脅かすことのない地域に絞って行なわなければならない。有効期限 2012 年
 - 研修を含む既存の穀物流通システムの改善を奨励する。有効期限 2012 年
10. 現在認可されているイベントと輸出規制のあるものの流通方法を生産者が直ちに判断できるよう、種子の小売業者がイベント特定の輸出認可状況と管理指針を広く公表することを支援する。有効期限 2012 年
11. 種子業界に対し、全てのイベントについて認可状況を確認し明確に表示することと、その取り組みを顧客である生産者を対象とした積極的なコミュニケーションプログラム（トウモロコシ種子の広告や販売を含む）で拡大することを要求する。有効期限 2012 年
12. 米国環境保護庁（EPA）、登録者、および研究団体が生産者と密接に取り組み、生産者にとって実行可能な耐性管理戦略を策定することを奨励する。有効期限 2012 年
13. 綿花の非生産地における Bt コーン栽培の保護区要件の継続を支援する。また、現在の保護区要件について、緩和の可能性を視野に入れた科学的見直しを行うことを支援する。トウモロコシ生産者協会の会員は、近隣農家やトウモロコシ種子販売業者による当該要件の順守を奨励すべきである。有効期限 2012 年
14. 種子業界の販売戦略において、害虫耐性管理（IRM）を積極的に促進することを要求する。有効期限 2012 年
15. バイオトウモロコシを含有しない製品の商品化およびプロセス検証のための基準整備への米国農務省穀物検査局（GISPA）の取り組みを支援する。有効期限 2012 年
16. 消費者にとって重要な特性が確認できるよう、食品がバイオ工学を利用して開発されたものか否かを誤解を与えることなく正直に示す任意表示を指導する食品医薬品局の取組みを支援する。有効期限 2012 年
17. ヒトや動物の健康、環境、穀物の品質、および生産利益に結びつくバイオテクノロジーの積極的な貢献を促進する。有効期限 2012 年
18. バイオテクノロジーに関する情報や科学を普及するためにランドグラント（国有地付与）大学への公的資金援助を支援する。有効期限 2012 年
19. バイオ技術供給者に対し抗生物質耐性マーカーの使用を避けることを奨励する。有効期限 2012 年
20. 種子会社が要請に応じ無料で遺伝子組み換え種子の純度割合を明らかにするよう要請する。有効期限 2012 年
21. 全トウモロコシ種子が Cry9C の検出試験されたことを主張する。有効期限 2012 年
22. スターリンク混入トウモロコシに対して、科学的根拠に基づく許容値を設定することを支援する。有効期限 2012 年
23. 技術契約はバイオ技術供給者および種子会社が規定した規則およびガイドラインに従う生産者を法的責任から保護するものでなければならない。有効期限 2012 年

24. 商業用穀物産業と食品供給の保護を図るうえで、米国で食品用および飼料用として承認されていないすべての作物に関する研究、生産、加工のための科学に基づく隔離と封じ込め管理の要件を厳格に実施することは必須である。有効期限 2012 年
25. 認可されたバイテクのイベントに関してその特性が商業用コーンから除かれるか、一般的に安全と認められる物質（GRAS）として一般に受け入れられるまで、種子会社は使用に関する規制認可を保持しなければならない。有効期限 2012 年
26. 綿花生産地域で栽培される Bt コーンの保護区要件を、綿花の非生産地域で栽培されるトウモロコシの要件にまで緩和することを支援する。有効期限 2012 年
27. 生産者に対するバイテクの適正管理の教育を徹底させるため、連邦政府機関と協力し教育用資料パッケージを作成する。有効期限 2012 年
28. トウモロコシの遺伝的利用制限技術に関する科学的な分析と継続的研究を支援する。有効期限 2012 年
29. NCGA は種子に関する統一規制立法を奨励しなければならない。有効期限 2012 年
30. NCGA は、保護レベルに関する米国環境保護庁の決定を尊重し、保護区を必要とする技術の商業プロバイダーと共同で、保護区要件の変更すべてに関して、トウモロコシ生産者を教育することを約束する。当協会は、それが信頼できる科学に基づく限りにおいて、保護区要件の改善、および保護区の効果的な管理を引き続き可能にする保護区要件のコンプライアンス・ツールの適用を支持する。有効期限 2012 年
31. 米国政府およびその他のステークホルダーと協力し、新規の特性やスタックのタイムリーで予測可能な承認の促進を支援し、タイムリーな承認が得られない場合は、現在のトウモロコシ主要輸出国における低レベル混入に関する適切な方針の策定と実施を支援する。有効期限 2012 年

全米トウモロコシ生産者協会（NCGA）の方針書

課題：植物由来製剤（PDB）

方針番号：I-A-2

背景：全米トウモロコシ生産者協会（NCGA）は、バイオテクノロジー由来の植物から抽出した付加価値商品生産の長期的機会が農業者のために存在すると確信している。この新しい技術基盤の追求は社会に大きな貢献をもたらす。NCGA は、食品供給の安全性を確保しながら、生産者がこれらの新しい商品から価値を引き出せるよう今後も責任をもって活動を続ける。

バイオテクノロジー産物のなかには、広範囲な管理を必要とするものがある。教育を受け認定された生産者は、適正な監査を受けこれらの作物を生産するために必要な技術と能力を有していなければならない。植物由来製剤（PDB）の封じ込め管理や隔離は、伝統的市場を保護しこの新技術が約束するものを実現するために解決されなければならない重要な問題である。

以下の点を支援する。

1. 連邦政府の政策は、これらの新商品が科学的リスクアセスメントに基づいて開発・生産される機会を与えるものでなければならない。有効期限 2012 年
2. どの種類の化合物も科学的リスクアセスメントに基づいて生産され取り扱われなければならない。有効期限 2012 年
3. 各種類の化合物に対し特定の規制認可要件が定められなければならない。有効期限 2012 年
4. NCGA は PDB 生産が以下の要件に従って実施されるべきであることに同意する。
 - a) 以下の方法により商品トウモロコシから隔離：有効期限 2012 年
 - i. 非遺伝子組み換えの花粉あるいは雄性不稔のトウモロコシの使用
 - ii. 専用の生産システム
 - iii. 第三者機関による証明
 - iv. 未認可の特性を有する植物の除房が完全に実施されることを保証する手続き
 - v. 必要に応じた休閑地システム
 - vi. 生育デグリー・デーを用いた一時的隔離の実施
 - vii. すべての医薬用・工業用酵素産生トウモロコシの技術保護システムの開発
 - b) 標準作業手順を実施するための生産者教育、試験、および監査プログラム
5. PDB 業界で使用されている以下の手順の再検討を推奨。有効期限 2012 年
 - a) 種子の生産と取り扱い
 - b) 穀物の生産と取り扱い
 - c) 副産物の利用と取り扱い